

○ 児童発達支援センターの位置づけ

改正児童福祉法が令和6年4月より施行され、児童福祉法において児童発達支援センターの役割は以下のとおり位置づけられており、法的にも地域における障害児支援の中核としての役割を求められるものとされている。

児童福祉法43条

児童発達支援センターは、**地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を担う機関**として、障害児を日々保護者の下から通わせて、高度の専門的な知識及び技術を必要とする児童発達支援を提供し、あわせて障害児の家族、指定障害児通所支援事業者その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行うことを目的とする施設とする。

○ 児童発達支援センター等に求められる4つの中核機能

児童発達支援センター等に求められる4つの中核機能と期待される役割は以下のとおり。

中核機能①

幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能

こどもの発達全般や障害特性・行動特性等をアセスメントし適切なアプローチを行うとともに、成人期を見据え乳幼児期から段階的に必要なアプローチを行う視点、障害の有無に関わらずこどもの育ちに大切な遊びを通じて支援する視点、子育て支援の観点を持ちながら、幅広くどのようなこどもも受け入れることはもとより、地域の中で受入れ先を確保するのが難しい等、高度な専門性に基づく発達支援・家族支援が必要な障害のあるこどもや家族にも、必要に応じ多職種で連携しながら適切な支援を提供する機能

中核機能②

地域の障害児通所支援事業所に対する
スーパーバイズ・コンサルテーション機能

地域の障害児通所支援事業所に対して、地域の状況、地域で望まれている支援内容の把握、事業所との相互理解・信頼関係の構築を進め、対応が困難なこども・家族をはじめとする個別ケースへの支援を含めた事業所全体への支援を行っていく機能や、事業所向けの研修・事例検討会等の開催、地域における事業所の協議会の開催や組織化等を通し、地域の事業所の支援の質を高めていく機能

中核機能③

地域のインクルージョン推進の中核機能

保育所等訪問支援やスーパーバイズ・コンサルテーションにより、地域の保育所等における障害のあるこどもの育ちの支援に協力するとともに、障害のあるこどもに対する保育所等の支援力の向上を図る等、保育所等への併行通園や移行を推進したり、広報や会議、研修等の機会を活用したインクルージョンの重要性・取組の発信・周知を進めていく機能

中核機能④

地域の発達支援に関する入口としての相談機能

発達支援の入口としての相談に適切に対応し、必要に応じ適切な支援につなげる観点から、障害児相談支援の指定又はそれに準ずる相談機能を有することを基本としつつ、乳幼児健診や親子教室等の各種施策及びその実施機関等とも適切に連携しながら、家族がこどもの発達に不安を感じる等、「気づき」の段階にあるこどもや家族に対し、丁寧に発達支援の入口としての相談に対応していく機能



IV 児童発達支援センターの機能強化 における施策目標案

児童発達支援センターの機能強化については、令和6年4月からの児童福祉法改正を踏まえ、下記4つの施策目標を掲げ、センターとしての中核機能を備えることをめざす。

なお、これまでセンターが担ってきた通所支援を中心とする支援が確立されている状況を踏まえ、一定の経過措置が必要と考え、おおむね3年以内の構築をめざす。

(参考：こども家庭庁によると、一元化後の児童発達支援センターの人員基準・設備基準についての経過措置として3年を設けると示されている。)

【施策目標】幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能

- さまざまな障害種別や家庭環境を背景に、地域のこども園等で同等の保育を受けることが難しい児童が通える専門機関として受け入れを行い、個別の課題に応じた専門的な療育、医療を提供する。
- 子どもの発達全般、障害特性、行動特徴等のアセスメントにより、基本的な支援を確実に行うとともに、特定分野に強みをもつ事業所や発達障害者支援センター、医療的ケア児支援センター等を含む関係機関において、それぞれの役割を把握し、連携した支援を行う。
- 乳幼児期の子どもの発達に不安を抱える親との信頼の構築、ニーズ等を聴取し、家族支援を行う。また、きょうだい児が相談できる集いの場を提供する。

【施策目標】地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能

- 堺市の資源、支援についての知識などを備えたセンター人材を育成し、「地域支援専門チーム」を立ち上げる。
- 児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等の事業所に対し、巡回相談等を行い、支援に関する助言や出前講座、必要に応じて専門機関等の案内を行う。
- ノウハウの共有やスーパーバイズを行うことにより、事業所が支援について悩みを抱え込まない仕組みを作る。
- すでに堺市で実施している障害児通所支援事業者育成事業の活用等により、地域の通所支援事業所との関係づくり、情報提供を行える仕組みを構築する。

【施策目標】地域のインクルージョン推進の中核機能

- 保育所等訪問支援の実施を通じて、地域の園や学校の障害への理解、支援力の向上を図る。
- センターの通所利用後等、児童に対するアセスメントをしっかり行ったのち、保育所等訪問支援への移行等、地域でのサポート等を実施することにより、地域のインクルージョンの中核となる質を担保した支援の提供を行う。
- 市内の保育所等訪問支援を実施する事業所とセンターで、地域の現状および課題の把握、情報交換や助言、ノウハウの共有等を行う機会を設けるなど、市内の支援の質の向上を図る。

【施策目標】地域の発達支援に関する入口

- 障害児支援等関係機関連絡会等への参加をはじめとし、区保健センターや子育て支援課（家庭児童相談室）など、乳幼児期に関わる関係機関との情報共有や支援の連携を行う。

- 障害児等療育支援事業において、相談内容に応じて柔軟に対応ができる個別相談及び、親子でグループ活動に参加することができる「にこにこ広場」を実施する。
- 18歳を迎えるまでの児童の相談窓口を担い、相談内容に応じて、特定分野に強みを持つ機関との連携や、事業所等の社会資源の案内、関係機関との情報共有などを行い、支援につなげる相談機能を備える。